

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における懲戒処分の公表基準

令和5年12月19日
学 長 裁 定

(目的)

第1条 この基準は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の懲戒に関する規程（平成19年規程第3号）第12条の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下この条及び第5条において「本学」という。）における懲戒処分の公表基準に関する事項を定め、もって本学における懲戒処分事案を公表することにより、本学において発生した社会的説明責任を明確にするとともに、職員の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

(公表の対象とする懲戒処分)

第2条 次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学倫理規程（平成16年規程第54号）に違反したことを理由としたものを含む。）
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、論旨解雇又は停職であるもの

(公表する内容)

第3条 事案の概要、懲戒処分の量定及び処分年月日並びに所属、役職等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表する。ただし、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程（平成27年規程第8号）第33条又は国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究費の不正防止に関する規程（平成27年規程第4号）第28条の規定に基づき公表する場合は、この限りでない。

(公表の例外)

第4条 被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等、前2条の規定によることが適当でない認められる場合は、前2条の規定にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないこともあることとする。

(公表の時期及び方法)

第5条 第2条の規定により公表の対象となる懲戒処分事案については、当該処分発令後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表するものとする。

2 前項の規定による公表の方法は、原則として本学のホームページで公表するとともに、報道機関各社へ資料配布を行う。ただし、特に社会的影響の大きい案等重大な事案については、記者会見を行う。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和5年12月19日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の前に行われた国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則(平成16年規則第2号)第36条第1項各号、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学有期契約職員就業規則(平成16年規則第3号)第33条第1項各号、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育研究系有期契約職員就業規則(平成17年規則第1号)第34条第1項各号、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学無期契約職員就業規則(平成29年規則第1号)第37条第1項各号並びに国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学特任研究員就業規則(令和5年規則第1号)第42条第1項各号の規定に該当する行為で、施行の日以後に発覚したもの又は現に審査中のものに対する懲戒処分については、この基準を適用する。